

# 臨床社会学の方法

## (13) 社会構築主義

—ワードwordとワールドworldの関係について—

中村正

### 1. 言葉の位置

言葉が現実をつくるのか、言葉は単に記号として何かを反映しているだけなのか、また、その名指しされた事項はどのように実在しているのか等、言葉 word と現実 world の関係はそう簡単ではない。本マガジン第 22 号 (2015 年 9 月) の「サイレンシング (沈黙化作用) –語られていないこと・語りえないものがあることへの配慮–」はその様相の一端を把握しようとしたものである。特に社会病理、心理臨床、対人援助の理論と実践はこの点について敏感であるべきだ。何かを「問題である」と認識する過程それ自体への関心である。これを社会構築主義という。

以前にも指摘したが、たとえば不登校を表現する言葉はこれまでかなり変化してきた。①長期欠席・不就学問題 (ずる休みのような印象もあるし、貧困や病気が背景にあると別の問題になる。truancy)、②学校恐怖症 (分離不安という心理的な面が前景化した言い方

であり、個人の問題という力点がある。school phobia)、③登校拒否 (強い意志を想起する言葉である。school refusal)、④不登校 (かなり包括的な表現となってきた。Non-attendance at school) という具合だ。一義的には決められない多様な姿があるということだろう。状況にあわせて造語されている。

逆に、学校への適応 (同調) のなかに問題はないのかについても同時に問われるべきだろう。

1992 年に文部省 (当時) は「不登校はどんな家庭の子どもにもおこりうる」といいきった。となると問題視だけしていてもだめだろう。現在、中学の一クラスに一人の割合 (十三万人) となるにいたった。その延長になることも多いひきこもりは百万人と想定されている。少数の問題ではなく社会問題といえる。

さらにたとえば薬物使用。欧米諸国では争点を成している。各種の薬物取り締まり法令違反者と考えれば犯罪者であるし、薬物が大

量に存在している社会における依存症者と考  
えれば要治療者となる。政策上は、刑事事件  
なのか、公衆衛生の課題なのかについて分岐  
し、社会構築の現実が異なる。厳罰・必罰主  
義をとれば「ゼロ・トレランス zero tolerance  
(不寛容) 政策」となる。依存症と定義すれ  
ば治療となる。

しかしクライアントとしては動機づけが弱  
いこともあり、単なる治療にはならない面も  
ある。断薬主義を原則とした強い介入を採用  
している多くのアジア諸国があり、代替え薬  
物を用いて当人と社会にとっての有害性をな  
くしていくべきだとすればハームリダクショ  
ン政策(有害性を除去することを優先し、代  
替え薬物を与える政策 harm reduction) に  
至る。

厳罰主義ではあるが、治療を命じるために  
薬物専門の裁判(ドラッグコート drug court)  
の仕組みを導入し、脱依存症へと自己コント  
ロールすることを誘導する受講命令の仕組み  
をつくっている社会もある(米国)。これら  
は動機付けを社会の指示によって行う方策で  
ある。薬物対策はこのように多様な相をもつ  
社会的構築物である。

こうして言葉が現実をつくり、その現実が  
また新しい言葉を要請しているという循環が  
あり、それを社会構築主義という。これと類  
似の社会問題の事例は枚挙に暇がない。家庭  
内暴力、発達障害、ストーキング、過労死、  
過労自殺やいじめ自殺(とくにその責任帰属  
問題は裁判の争点となる)、ブラック企業、  
ハラスメント問題(この間、セクシャル・ハ  
ラスメントそれ自体も新しい言葉として社会

問題を構築してきたが、さらにアカデミッ  
ク・ハラスメント、パワー・ハラスメント、  
スクール・セクシャルハラスメント、マタニ  
ティ・ハラスメントをはじめとしてさらに拡  
大して用いられてきている)、体罰と指導、  
躰と子ども虐待、介護ストレスと高齢者虐待  
等があり、定義をめぐる争点を成している。

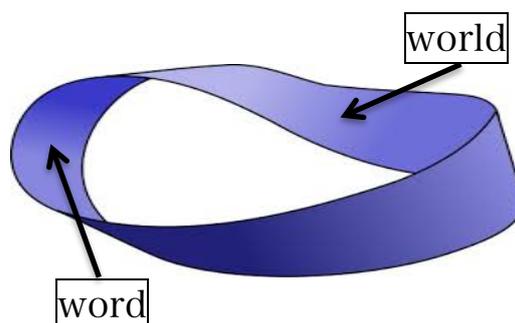


図1 言葉と現実の相互関係イメージ(言葉が世界を創  
る面と、構築された世界がもとになって言葉をつくる面  
のイメージ図。中村作成)。

## 2. レトリック(類型化された語彙もしくは認知のフ レーム)への注目

言葉と現実の関係は、社会問題の定義に関  
わり複雑である。ジョージ・レイコフらの認  
知意味論というアプローチはレトリックに焦  
点をあて、認知と意味の関連を扱う。「われ  
われを考えたり、生活したり、世界を体験し  
たりするとき用いる根本的なレトリック的  
発想があり、あることを別の種類のことを通  
じて理解したり経験したりするということ」  
に着目している。「レトリックは、現実、そ  
れも社会的現実を、つくりだす。したがって、  
レトリックは将来の行動への導きともなるし、  
将来の行動は、当然、レトリックに応じたも

のとなる。そのことが今度は逆にレトリックの力を強化し、経験を首尾一貫したものにす。この意味でレトリックは、ひとりでの成就する予言ということができる。」

(*Metaphors we live by*, George Lakoff and Mark Johnson, University of Chicago, 1980. ジョージ・レイコフ&マーク・ジョンソン著『レトリックと人生』大修館書店、1986年、23頁)。

このレトリック分析を社会病理学や社会問題の社会学的研究は応用してきた。社会病理の認識に関わる意味付けのレトリックを「喪失、名付け(権利付与)、危険、悲惨、非理性」と分けした研究がある。

「喪失のレトリック」は社会のなかの価値あるものが消滅しつつあることを指すノスタルジックな問題の定義である。たとえば、家族の絆を大事にする見地からすると、離婚は問題視される。生命の価値を尊ぶ見地からすれば中絶は問題である。何を価値あるものとするかによって定義が異なる。

「名付け(権利付与)のレトリック」は個別の関心というより、社会全体の関心を表現する。差別問題について語られることが多い。セクシズム(性差別)、エイジズム(年齢差別)、レイシズム(人種差別)である。不寛容と抑圧や差別が語られる。多様性と寛容への選択、自由へのエンパワーメントや自立と参加が目指される。

「危険のレトリック」は社会問題の医療化にかかわるレトリックである。衛生学的・医学的な科学的言説が用いられる。タバコ、アルコール、ドラッグなどを問題化する際に用

いられるレトリックである。非喫煙者の被害という無垢な犠牲者の存在も指摘される。

「非理性のレトリック」は自己破壊的な行為や無謀な行為などを問題化するときに用いられる。人間の理性的な自己コントロールを確立することが意図され、社会のなかの無教養に由来する事態を指摘する。ここからは教育的課題を立てることが意図される。ティーンズたちの無謀な行動を戒め、問題解決に教育がいかに必要かを訴える。

「悲惨のレトリック」は都市の犯罪薬物依存、10代の妊娠などを生む貧困を問題化するレトリックである。エイズの社会問題化にもこのレトリックが使われる。

レトリックは類型化された認知の仕方であり、社会的な規模で意味の体系をつくりだす。政策や制度の根拠となり、人びとの合意や認識の内容を成していく。人びとの動機として内心を構成する。ものの見方、価値観、思想がそこに表現される。こうした一連の経過は動的であるので、レトリカル・ワークともいう。物語を構成する作業となる。

こうしてみると、言葉が人間の認識に先行し、現実をみる見方をつくる。その意味の体系は人間に対しては外在的なものである。認知、行動、意味、動機、語彙は一続きのものとして構築されている(詳細は、中村正『家族のゆくえ』、1998年、人文書院で紹介した)。

レトリックは、言葉が人間にとって先行しているということを意味する。何かを問題視し、定義する際に認知の枠として物語性を与えるものである。事態をみつめ、何事かを認識し、解釈するコード、スキーマ、語彙、フ

レーム、意味づけとして作用する。この連載、「臨床社会学の方法」でも扱ってきた「動機の語彙」、「マトリックス」と類似している。さらに、これを暴力臨床論して暴力加害者の言い訳や中和化の言葉を取りあげ考察したこともある(中村正「暴力臨床論-暴力の実践を導く暗黙理論」『立命館文学』第 646 号、立命館大学人文学会、2016 年 3 月。これは同会の HP にアップされる)。

### 3. それらをとおして何が構築されているのか-認知意味論と暴力

では、レトリック、レトリカル・ワークをとおして社会的現実はどのように構築されていくのか。たとえば、性犯罪について応用した研究がある。性犯罪加害者や司法関係者の男性たちへのインタビュー集があり、どんな言葉で説明しているのか分析したものがある(『レイプ・男からの発言』ティモシー・ベネイケ、鈴木晶・幾島幸子、ちくま文庫、1993 年)。男性たちの性犯罪についての見方や考え方の特徴をひきだすために、彼らが使うレトリックに注目して考察をくわえている。それらを次のようにまとめている。「セックスとは手柄である。狩り、あるいは征服である。試合である。ギャンブルである。戦争である。女性に奉仕させることである。演技である。教えることである。勝利である。喜びを与えることである。それで勝利感を得ることである。商品である。所有である。盗みである。食べ物である。女は物である。女は動物である。女は子どもである。女は性器である。セックスは狂気である。性的な感覚は女が仕掛

ける電流/体液である。セックスとは女性器に一撃を加えることである。マスターベーションは自分の性器に一撃をくわえることである。娠させることは暴力行為である。男性器は銃で精液は弾薬である。」(43-48 頁)と。

さらにそれらを性犯罪者たちの行動の意味として整序している。①セックスとは相手を攻撃し、その地位を引き下げることである、②勝利とは、攻撃を強行することである、③レイプは肉体に傷をつけることである、④レイプは神聖な場所への侵入である、⑤レイプは高価な商品を盗むことである、⑥レイプは手ほどきである、⑦レイプは大事な物を汚すことである、⑧レイプとは復讐である、⑨レイプは自然な行為だ、男はしよせん男なのだからとまとめている(54-58 頁)。

最終的にはこれらを分類して性犯罪のもとになる認知の仕方や意味づけの特徴を取り出し、抽象化している。「地位、憎悪、統制、支配」の 4 点である。

この結論は、レイプと性的快楽・性的満足との結びつきよりも、これらの「地位、憎悪、統制、支配」との結びつきのほうがはるかに強いということを示そうとしたものである。この 4 つを実現するために性にまつまる行動が選択されたが性犯罪である。他の形式を選ぶ場合は別の問題行動となる。だから性犯罪も性欲だけが欲望なのではない。形式としては擬似性的な行為である。性とは関係のない第一次的欲求にこたえるという性行動がレイプだと指摘していることになる。

この研究は加害者臨床をもとにしたグロースの研究に依拠している(*Men who Rape -*

*The Psychology of The Offender*, Nicholas Groth & Jean, Birnbaum, 1979, Plenum Press, p.13)。グロースはこれらの4点を性犯罪者の「非性的ニーズ」として位置づけた。

この「非性的ニーズ」は心理的不全感といえる。原因は何であれなんらかの心理的不全(感)をもとにして、敵意・怒りを処理し、コントロール・パワーを発揮するために選択された行動として「性化された強いる行動 sexualized coercive control behavior」である。対象を性化しており、弱い者を選択している。性的欲求 sexual desire そのものの実現というよりは、「非性的ニーズ」 non-sexual needs を満たしつつ、それでもって性的な快楽を得る。私も関係しているが、刑務所での取り組む性犯罪者再犯防止プログラムは性的欲求に焦点をあてているので、その根幹からの再編成が求められる指摘である。

さらにそれが性問題行動となる点に男性性を扱う意味があると私はとらえている。身近にいる脆弱な対象が選択され、男性の性化された暴力として発現する。男性として、補償的、報復的、劣位回復的であり、不全感を埋めることが意図される。コントロール感、達成感を得るということは、その暴力が、被害者の人格それ自体や統合性を破壊するものであるといえる。性のもつ人間の尊厳にとっての大きさがあるからこそ、それを貶める行動として性が選択される。

しかも力の強弱や関係性やジェンダー役割に根ざして行われる。被害者の屈辱感を想定して、征服感、達成感、充足感を得る。性的な攻撃や侵入となることの意味は、女性蔑視、

ジェンダー固定観念、思いを受け取るべきという女性依存意識、地位降格で人格破壊的な儀式的暴力となる。性行動をとおして屈辱感、陵辱感を満たし、万能感、達成感を得るのが性犯罪である。被害者はその逆の傷つきとなる。

さらに、加害者の言い訳をとらえる。女性の誘惑論につながるような性的魅力論が性犯罪者の言い訳にある。これは男性にとって美の知覚は受動的であるという仮説にもとづき、女性の挑発としての面があるという正当化である。しかし現実の性犯罪者は、女性の身体を盗むようにして知覚し、選択し、犯罪を企てている。だから加害者は能動的である。対象を物色している。決して受動的ではない。これは、①性的な欲望の対象として女性をみること、②女の方から望んだことだといひ、被害者のせいにする、③女性が魅力や外見という武器で勝負にでたのだから男性もその喧嘩を買うべきだという認知の仕方を正当化する。

#### 4. 隠された欲求-非性的・非犯罪的なニーズ

性犯罪や性問題行動を「非性的ニーズ」と擬似性的行動に分けて考えるアプローチは、女性への態度や意識、性についての勝手な枠づけ、男性性の信念、性行動についての恣意的な解釈等の独特な認知の仕方をもとにした意味づけの世界をつくっている様相をとらえることができる。ほとんどのレイプは、強盗、暴行、誘拐、殺人の暴力に付随しておこるのであり、性的行為だと考えるべきではないとベネイケはいう。さらに、「精神的ストレス-

精神症状のひとつ-性衝動-性的逸脱-男性はコントロールできない」という思考の連鎖ができて、男性中心の性犯罪の説明がなされる。この見方は、被害者非難の物語であり、男性中心、支配的な（ドミナント）物語である。

「彼は何故個人的な暴力に訴えるのか、どうしてレイプを選択するのか」とさらにベネイケは問う。「レイプすることで女性への怒りを感じやすくなる。レイピストは、相手の女性に卑しめられ、貶こめられて腹がたったからレイプする」(p.312)、「自分が貶められたと感じるので、自分より劣った存在をレイプする。優位をとりもどす。女性が選ばれるのは性的な欲求不満からではなく、怒りを向ける対象として都合がよい」(p.312) からだと考察している。

犯罪一般においても、「犯罪的ニーズ」と「非犯罪的ニーズ」をみる。「非犯罪的ニーズ」は、低い自尊感情、精神的身体的な不健康、過去の被虐待の歴史、育った家族の不幸、物質的かつ関係的な意味での貧困等があり、これらは一般に情状と呼ばれている。

DV や虐待においても、その暴力をとおして満たそうとしていたことは何だったのかは加害者への対応の対象確定にとって大切な問いとなる。

犯罪とならない日常的暴力はたくさんある。しかし放置しておいてよいものでもない暴力に対していかにして積極的に関与できるのか。そのための制度構築と臨床支援に関して挑戦的な課題を含むのが親密な関係性における暴力である。その暴力の中心には関係コントロール型暴力がある。性犯罪も見知った者同士

の被害と加害が多いが、親告罪でもあり、現実を反映しない認知件数となる。

この関係コントロール型暴力への対応には刑事罰だけではないアプローチが求められる。日常的に、反復して行われている行為でもあり、相手を責める意識も強い他罰性のある加害者の特性もあり、刑罰とは異なるアプローチをも可能にする治療的司法のアプローチが有効であることが多く、諸外国の刑事政策は受講命令等の方策を講じている。治療的司法は狭義の医療的アプローチだけでは届かない要支援ニーズを視野に入れるので、その心理学的-社会的な様相を把握して対処する。

この様相を把握するために筆者は、司法臨床研究者でもある Evan Stark の「coercive control 論」を参考にしている。

スタークは、①威嚇（脅す）、②孤立化させる、③コントロールするという3つの要素を重視した暴力を「関係コントロール型暴力」の特徴としている。DV や虐待だけではなく誘拐、ハラスメント、ストーキング、カルト支配にも見られるという (Evans Stark, *Coercive Control: The Entrapment of Women in Personal Life*, Oxford University Press, 2007, p.5)。

特筆すべきこととして、この理論にもとづき心理的感情的な暴力として定義してきたものを犯罪化するという法律が英国で具体化された。Serious Crime Act の 2015 年改正で、Domestic abuse (家庭内虐待) の項に「76 Controlling or coercive behaviour in an intimate or family relationship (親密なあるいは家族関係においてコントロールするある

いは強いる行動)」が追記された。その例示的内容は「友人や家族から孤立させる、基本的ニーズを与えない、時間を管理する、デジタルを用いて監視する、日常生活を統制する(どこにいくか、誰と会うか、着るもの、寝る時間等)、病院に行かせない、お前は価値の無い奴だと繰り返して言う、辱める行為、自己非難を相手に強いる、警察にいかせない、経済的に追い詰める、殺すぞと脅す、プライバシーを明かすと脅す」行為であり、犯罪化される。最高5年の刑が可能となっている。

また、スタークは、女性の人生における罣がジェンダー社会では存在しているという。筆者は非対称関係性に根ざして生成する暴力としてこの側面を位置づけている。

とくに親密な関係性に根ざす暴力は、親子、夫婦、男女、師弟という対になる非対称関係性を背景に生じる。被害者が逃れにくい関係性であり、加害者が自らの暴力の正当化や中和化を展開しやすいという非対称性があり、暴力がそこを根拠に巣くう。この「関係コントロール型暴力」という定義があれば、身体への暴力に付随した人格への暴力を心理的感情的暴力として追加しなくてもよくなる。暴力の実体にくした定義といえる。言葉が現実理解を深めていく。既成の暴力論を拓き、被害も実相に近づき、加害者への気づきとなる。

## 5. 多元的社会と社会構築主義

こうして関係コントロール型暴力という言葉も含めて、親密な関係性における暴力の様相をクリアにする努力が続いている。よりよ

く社会的現実に向ける言葉が構築される過程に着目することは、同時にそれを変わりにくい人間の本性や男性的な特質に根ざしたものとして把握するのではなく、脱構築できるという点を示唆したいからでもある。

社会構築主義は、言葉による社会的現実の(再)構築過程を重視するアプローチとして位置づけることができるとすると、構築された現実の変更を意図するナラティブセラピー(ナラティブアプローチ)は脱暴力のための臨床と相性がよい。これは社会の動態とも関連している。社会の価値の多元化である。複数の視点、視界があるということを前提とするのがナラティブセラピー、ナラティブアプローチである。現実が一枚岩ではなく、多相性を帯びているからこそこの視点は生きてくる。

何かを問題だと定義して当該のシステムの内部で解法を求めただけだとそれは単なる適応や順応でしかない。社会臨床論としてはそのシステムの反省、更新、省察を考える。社会構築主義はそこを可能にする。まずはそれを語る語彙、文脈、定義の再検討を行う。言葉や定義の枠を広げるか、再構成を意図する。さらに既製品となった定義に付随する解法や実践も省察する。主流となった問題の定義や逸脱を語る言葉だけではなお語り得ない、語りにくい、語られないこと、つまりそこには外部、沈黙があるので、それを斟酌する。さらに語り方も既製品のように主流となっているモードに依拠するとその沈黙のなかにある可能性を切り捨ててしまうことになる。

対人援助と臨床実践の一つ一つの具体的な

検討をおこなう。社会構築主義的に歴史を記述する。それがいかなる社会的編成や集合体として組成された問題群として位置付くのか、そのことの記述をとおして当事者の苦悩や困難が和らぐための再組成へとむかう、つまり再構築過程である。そのためにはナラティブアプローチは有効に位置づく。

## 6. 複眼的思考-複数のニーズ

もちろんネガティブなことだけではなく、言葉やレトリックは当事者にとってのリアリティを創る。対人援助の理論と実践はそうしたことの宝庫だろう。ずいぶんと以前のこと、子育て現役時代、父親としての育児体験を記していたことがある。「あなたへ」というコラム(末尾に資料として掲載した『読売新聞』)である。そのなかでも読者からの読みが多様に返ってきたものが末尾に掲げたものである。子育てする男性たちに二人称の言葉で呼びかけるようにして私の子育て経験を記していった。

従来は用いないようなレトリックやレトリカル・ワークを体験記述では用いた。それは私自身の再学習過程でもあった。子育てをとおして得たことを伝えるにはそれまでにはない語彙と文脈が求められていた。子育てのナラティブは男性性の語彙の再構築と重なった。ナラティブセラピーやナラティブアプローチをとおして構築される過程を記述するということは、支配的で主流となっていない、もうひとつの、異なる現実を創出するために奏功した。「いま・ここ」で支配的となっていることを再構築し、意味付けの体系をずらして

いくことが、異なる現実の構築にむかうことであり、異なる word をひきだし、その支配的な物語から、そうではない別の物語のための言葉とレトリックが模索されることになる。それは一人ではできない協働作業である。その相手は子どもだった。

## 7. 背景を焦点化する

何かからの逸脱行動をとおして実現させていることがある。とりわけ親密な関係性における暴力や関係コントロール型暴力は、非対称関係性にもとづき、より脆弱なものが対象として選択されること、いかなる形態の暴力であれ、そこから快楽を得ようとしていること、そのためには対象者の人格を破壊する陵辱的な行為が用いられるという経過を辿る。欲望を満たす直接の行為は、暴力、薬物、ギャンブル、アルコール、盗み等である。それらが嗜虐性や快楽ともに常習的行動となっていく。これらの結びつきの特徴をこそ治療的司法は対象にする。

その行為が表出される際に、満たされない人生という意味づけが心理的不全感や不定愁訴のようにあり、非性的、非犯罪的ニーズが暴力、性行動、薬物摂取、ギャンブル等と結合されていく。そこに女性や子どもの利用、少年愛好が重なり、対象が選定される。怒り(憎悪)、嗜虐性、パワーは性欲、性行動と結びつくだけでなく、薬物、暴力、権威、支配、金銭、怨恨等と結びつき、多様な逸脱行動をつくりだす。

関係コントロール型暴力についての諸相は、

この連載でとりあげてきた(ガスライティング、モラルハラスメント(人格への暴力・侮辱)、ストックホルムシンドローム(生存戦略/加害同一化)、代理ミュンヒハウゼン症候群(献身と承認の欲求)、強いるコントロール行動(COERCIVE CONTROL、強いられた合意、偽自己決定等含む)、忠誠葛藤の利用(弱みの活用、相手の欲望に根ざす)等である。

さらに最近のハラスメント裁判ではこんな判決もあり、「迎合メール」として定着している。「被害者は対等な当事者間での行動とは異なった行動をとらざるを得なくなるとの経験則(例えば、やむを得ず行為者に迎合するメールを送ったからといってセクハラを受けたことを単純に否定する理由にならない)。強制わいせつ行為の被害者の言動としては、通常でない点、不自然な点が多々存在するとして一審が強制わいせつ行為の存在を否定したのに対し、不自然さがあることは認めつつも、性的被害者の行動パターンを一義的に経験則化し、それに合致しない行動が架空のものであるとして排斥することはできない(逃げたり声を上げたりすることが一般的な抵抗であるとは限らない)として、判断を逆転させた事例がある(仙台高裁秋田支判平成10年12月10日)。関係コントロール型暴力を視野にいれたハラスメント論である。

## 8. 想像力の領域も視界に入れる

言葉をとおして世界や意味がつくられていくとすると、認知的な知識領域だけではなく、私たちの想像力や感情の世界もそうであると

いえる。たとえばセクシャルファンジーにポルノグラフィが侵入していることを想定してみる。「ポルノは理論でレイプは実践だ」とまでいえないかも知れないが、想像力についてどこまで自由かと問うてみる。暴力の多用や性的な空想について、文化の拘束力は強い。

私たちの想像力はメディアや既製品が押しつけた物語性の上書きになっていないだろうかと考えてみる。「ナンパしてついでにきたのだから合意はあった」と語り、性犯罪の合理化でしかない「レイプ神話」も同じことを指摘した。男性加害者の勝手な意味づけなのでずれている。非対称関係性にもとづく想像力である。

また、DV加害者が解決の方向性を示すことがある。反省もしたし、これから暴力は振るわないという。喧嘩もあるかも知れないがそれは愛しているからだと言い訳する。被害にあっている妻にむかって解決策を提案する際の想像力は貧しい。同じように、虐待を躰だと、体罰を愛のムチだと言い張る側はいつも他罰的であり、他者への想像力が貧しい。あるいは勝手な意味づけのファンタジーには他者の姿が都合良く登場するといえる。想像的な領域さえもが構築されている事態である。

「男性の空想するレイプはレイプの実態を男性にとっても理解しづらいものになっている」とベネイケはいう(40頁)。加害者と話をしていると被害者への共感は実に難しい。「猥褻ないやがらせ、殴打、のぞき、いたずら電話、露出狂、いやらしい視線、痴漢——女性はずねになんとか脅えながら生きていかな

